

横浜市第30回5年公募公債

発行要項

1. 発行者の名称 横浜市
2. 発行総額 金100億円
3. 発行の目的 平成22年度新規事業資金
4. 各公債の金額 100万円
5. 振替法の適用
本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の適用を受けるものとし、本公債証券は発行しない。
6. 利率 年0.397パーセント
7. 発行価額 額面100円につき金100円
8. 償還金額 額面100円につき金100円
9. 償還の方法及び期限
 - (1) 本公債の元金は、平成27年9月18日にその全額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
10. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本公債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年3月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に各その日までの前半箇年分を支払う。ただし、払込期日の翌日から平成23年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割でこれを計算する。
 - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 償還期日後は、利息をつけない。
11. 申込期日 平成22年9月9日
12. 募入方法
応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
13. 払込期日 平成22年9月21日
14. 募集の受託会社 株式会社三菱東京UFJ銀行
15. 引受並びに募集取扱会社
大和証券キャピタル・マーケット株式会社（代表、事務幹事）
みずほ証券株式会社（代表）
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
17. 発行代理人及び支払代理人
第16項の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。
18. 元金支払に関する手数料
横浜市が本公債の債権者に対する元金支払を行った者に対して支払う手数料は以下の通りとする。
元金支払の場合 支払元金額の10,000分の0.07875
(うち消費税及び地方消費税相当額 10,000分の0.00375)
利息支払の場合 支払利息の対象となる元金金額の10,000分の0.07875
(うち消費税及び地方消費税相当額 10,000分の0.00375)
19. 新証券コード JP2141004A92

以上